

越谷市障害者就労支援事業業務委託企画提案選考会実施要領

1. 業務概要

(1) 業務名

越谷市障害者就労支援事業

(2) 場所

ビジネスサポートセンター内（越谷市東越谷一丁目5番地6）

(3) 内容

別紙「越谷市障害者就労支援事業業務委託仕様書」のとおり

(4) 履行予定期間

令和8年10月1日から令和11年9月30日まで

※法令等に定める事項に違反した場合等、委託を継続することが妥当でない
と認める場合には、事業の委託を取り消す場合がある。

(5) 委託料限度額

【総 額： 36か月分】	61,200,000円（税込）
【令和8年度： 6か月分】	10,200,000円（税込）
【令和9年度： 12か月分】	20,400,000円（税込）
【令和10年度： 12か月分】	20,400,000円（税込）
【令和11年度： 6か月分】	10,200,000円（税込）

2. 選考会に参加できる者の形態

単体とする。

3. 参加に必要な級別格付等の条件

令和7・8年度越谷市物品購入等入札参加資格者として登録がある者

4. 参加資格

- ① 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれにも該当しない者であること。
- ② 参加申込書等受付の締切日から契約締結までの期間に、越谷市の契約に係る指名停止等の措置要綱（平成30年告示第349号）に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- ③ 参加申込書等受付の締切日から契約締結までの期間に、越谷市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成9年告示第8号）に基づく指名除外措置を受けていない者であること。
- ④ 参加申込書等受付の締切日から契約締結までの期間に、越谷市競争入札参加

資格業者実態調査実施要綱（平成26年告示第202号）に基づく入札参加制限措置を受けていない者であること。

- ⑤ 参加申込書等受付の締切日から契約締結までの期間に、国又は他の地方公共団体のうち、その行政区域に越谷市を含む発注機関から指名停止措置又は指名除外措置を受けている者にあつては、市長が特に本プロポーザルに参加させることが適当と認める者であること。
- ⑥ 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者にあつては、会社更生法又は民事再生法に基づく裁判所からの更生手続開始又は再生手続開始の決定がされており、かつ、本市の再審査を受け参加申込締切日において入札参加資格を有する者であること。
- ⑦ 本プロポーザルに参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がない者であること。

5. 想定スケジュール

区分	項目	日時又は期間
一次審査	実施要領の公表	令和8年5月15日（金）
	質問の受付	令和8年5月15日（金）から 令和8年5月22日（金）まで
	質問の回答	令和8年5月28日（木）
	参加申込書等の受付	令和8年5月15日（金）から 令和8年6月17日（水）まで
	一次審査結果の公表・通知	令和8年6月24日（水）
二次審査	プレゼンテーション・ヒアリングの実施	令和8年7月13日（月）
	二次審査結果の公表・通知	令和8年7月17日（金）
	見積書の提出及び契約	令和8年7月下旬頃

6. 選考形式

【1次審査】企画提案書評価方式

- ①企画提案書等について、4ページの評価表に基づき書類審査を行い、上位6者程度を選定する。
- ②結果通知
審査結果は書面をもって通知するものとし、審査結果についての異議申し立ては受け付けない。

【2次審査】プレゼンテーション・ヒアリング

- ①一次審査で選定された者について、プレゼンテーション・ヒアリングによる審査委員会の評価を踏まえ、最優秀者1者を選定する。
- ②審査結果は書面をもって通知するものとし、審査結果についての異議申し立ては受け付けない。

7. 選考方法

越谷市障害者就労支援事業業務委託プロポーザル審査選定委員会（以下「選定委員会」という。）により、提出書類及びプレゼンテーション・ヒアリング審査を行い、委託予定業者を選定する。選考委員が下記の評価表に基づき評価、採点を行い、各委員の得点を合計した点数が最も高い参加者を委託予定業者とする。ただし、合計得点が1位となった参加者が複数ある場合は、その者の内で価格が最も低い参加者を予定業者とする。

また、全ての参加者から適切な提案がない場合（下記の評価表にある評価項目の合計配点の60%未満）には、候補者として選定せず、プロポーザルの手続きを中止する。

【評価表】

評価項目	配点	着眼点
受託体制	10点	業務に係る人数、体制、管理、責任体制
受託実績	10点	官公庁の業務受託実績等
業務に対する認識	20点	業務遂行上の重要事項、課題、作業方法等に対する認識の深さ
業務目的達成の考え方	20点	市の意図している目的に対するアプローチは適正か
提案の創意工夫・独自性	10点	提案内容に独自のノウハウや知識が生かしてあるか
見積金額	30点	提出された見積書について、下記※のとおり評価を行う。
合計	100点	

※見積金額の評価計算式

$$30 - \{ (\text{見積額} - \text{委託料限度額の70\%}) / \text{委託料限度額} \} \times 100$$

なお、1点未満の端数がある場合は、小数点以下を四捨五入する。

また、委託料限度額の70%を下回る見積額については、30点とする。

8. 実施要領等の配布

(1) 配布期間

令和8年5月15日（金）から令和8年5月22日（金）まで

(2) 配布場所

越谷市ホームページからダウンロードすること。

(3) 資料名

越谷市障害者就労支援事業業務委託企画提案選考会実施要領

越谷市障害者就労支援事業業務委託仕様書

越谷市障害者就労支援事業業務委託企画提案選考会提出書類様式集

9. 質疑方法

質疑期間 令和8年5月22日（金）17時15分まで

質疑方法 質問書（様式第1号）を下記アドレスに電子メールで提出

shogaifukushi@city.koshigaya.lg.jp

回答日時 令和8年5月28日（木）13時から（参加者全員に対して）

回答方法 ホームページで公表

10. 提出書類

◎参加申込書（様式第2号）…1部

提出期限 令和8年6月17日（水）17時15分まで

提出場所 障害福祉課

提出方法 郵送又は持参

◎企画提案関係書類

提出期限 令和8年6月17日（水）17時15分まで

提出場所 障害福祉課

提出方法 郵送又は持参

提出書類

① 企画提案書（任意様式）…6部（正本1部、副本5部（副本は複写可））

・企画提案書については、電子媒体（CD-RまたはDVD-R）も1部提出すること。

・企画提案書の合計枚数はA4片面換算で、表紙を含めて30枚以内とすること。

・企画提案書の構成は下記の項目を基本とし、仕様書等を参照のうえ、作成すること。

- (1) 会社概要
- (2) 受託体制
- (3) 受託実績
- (4) 本業務における実施方針
- (5) 重視すべき課題等
- (6) 本業務実施にあたっての工夫等
- (7) その他、上記以外の提案、創意等あれば記載

② 見積書…6部（正本1部、副本5部（副本は複写可））

- (1) 見積書（様式第3号）
- (2) 見積明細書（任意様式）
- (3) 人件費に関する内訳書（様式第4号）

◎見積書作成に係る注意事項

- ① 委託料限度額の範囲 61,200,000円以下
※61,200,000円を超える見積書を提出した場合は選考会への参加を無効とし、失格とする。
- ② 見積金額には、貴社が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額（課税事業者は、消費税及び地方消費税を加算した金額）の110分の100に相当する金額を記載すること。
- ③ 本件は3年間の長期継続契約となることから、見積書に記載する金額は、契約期間の3年間合計金額とすること。
- ④ 見積書には、件名、金額、住所、社名及び代表者（代理人で指名参加登録している場合は、代理人）を記載し、代表者印（代理人の場合は、代理人の印）を押印すること。
- ⑤ 見積書には、必ず見積った契約希望金額の明細となる見積明細書（課税事業者は、消費税及び地方消費税を加算した明細とすること）を添付すること。見積書記載金額と見積明細書の合計金額は一致しないため注意すること。
- ⑥ 見積明細書には、年度ごとの金額の内訳を記載すること。
- ⑦ 見積明細書の様式は問わない。
- ⑧ 見積書類一式は、件名及び社名を記載した封筒に入れること。

- ⑨ 本案件は労働者（※1）に一定の賃金額（労働報酬下限額）を保証する越谷市公契約条例（平成28年法律第51号）の適用案件となる。人件費の積算にあたって、労働報酬下限額（概算）1,244円以上とし、見積を作成すること。また、併せて人件費に関する内訳書（別紙）を作成すること。

なお、この案件を受注した場合は、労働報酬下限額以上の賃金の支払いや賃金額の報告のほか、越谷市公契約条例第5条及び第7条に基づく事項が義務付けられる。

※1 最低賃金法第7条に基づき最低賃金の減額が認められる方は労働報酬下限額の適用対象外となる。

※2 最低賃金法第4条第3号各号に掲げる賃金及び時間外等割増賃金は適用範囲外である。

11. プレゼンテーション・ヒアリングについて

日 時 令和8年7月13日（月）を予定（詳細時刻は別途通知する。）

会 場 未定

機 器 プレゼンテーション用液晶プロジェクタ及びスクリーンは障害福祉課にて用意する。

【プレゼンテーション留意事項】

- (1) 原則非公開で行うものとする。
- (2) 説明者は、当該業務に配置を予定する者を含む3名以内とする
- (3) 説明は提案書に記載した内容に限る。
- (4) プレゼンテーションには、パワーポイントによるスライド等を使用することができる。なお、原則として、提案した資料に加筆することはできないものとするが、パワーポイント等を使用するため、編集を行うことは可とする。
- (5) PCは持参することとし、その他必要な設備及び持参する機器がある場合は事前に連絡すること。
- (6) 出席しない場合は、参加意思がないものとみなし、評価の対象としないものとする。

12. 結果の公表

選考委員による参加者全員の評価等審査内容は越谷市ホームページで公表する。なお、審査結果に関する問合せ及び異議申し立ては、一切受け付けないものとする。

13. 契約の締結

最優秀者を業務に係る随意契約の締結予定者とし、提案内容に基づき協議し、委託料限度額の範囲で契約交渉を行うものとする。ただし、最優秀者の失格が判明した場合、又は、契約交渉において合意に至らなかった場合は、次順位者を繰り上げて交渉を行うことがある。

14. 失格事由

参加者に次の行為があった場合は、失格（選定対象からの除外）とする

- (1) 委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合。
- (2) 他の参加者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合。
- (3) 候補者選定終了までの間に、他の参加者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合。
- (4) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合。
- (5) 実施要領に定めた内容を遵守しない場合。
- (6) 提出された企画提案書に虚偽又は不正があった場合。
- (7) 企画提案にあたり、著しく信義に反する行為があったと選定委員会が認めた場合。
- (8) 二次審査発表までに参加者が参加要件を満たさなくなった場合。
- (9) その他選定委員会が不適合と認める場合。

15. その他

(1) 辞退について

プレゼンテーション・ヒアリング（二次審査）に選定された者が辞退する場合は、書面（様式第5号）により、令和8年7月1日（水）までに事務局まで、持参又は郵送すること。なお、辞退した場合でも、これを理由として以降の業務発注等に不利益な扱いを受けることはない。

- (2) 参加申込書、技術提案書等の作成及び提出に係る費用並びにプレゼンテーション・ヒアリング審査への参加費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出期限以降における提出資料の差し替え及び再提出は原則として認めない。また、提出資料に記入した配置予定者を原則として変更することはできない。ただし、傷病、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の資格、能力を有する者とし、あらかじめ越谷市から承諾を得るものとする。

(4) 提出資料の取扱い

- ① 提出された参加申込書、企画提案書等は返却しない。
- ② 提出書類は、審査を行う作業に必要な場合において、その一部又は全部を使用（複製、転記又は複写等）することができるものとする。
- ③ 提出資料及びその複製は、審査以外に提出者に無断で使用しないものとする。ただし、越谷市情報公開条例に基づき公開する場合がある。
- ④ 最優秀者として選定された提案資料は、市ホームページ等において公開できるものとする。この場合において、越谷市から求めがある場合には、選定された者は、当該資料のPDFデータを越谷市に提供するものとする。

- (5) 選定委員会 において、最優秀者として決定した者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、地方自治法等に基づく契約手続きの完了までは契約関係が生じるものではない。

16. 問い合わせ先

越谷市福祉部障害福祉課総務担当

〒343-8501

越谷市越ヶ谷四丁目2番1号

電話番号 048-967-5137

FAX番号 048-963-9171

電子メールアドレス shogaifukushi@city.koshigaya.lg.jp

【参考資料】

令和5年度～7年度における実績

	相談件数	就労者数（人）	地域適応支援事業参加 人数（人）
令和5年度	2,639	75	18
令和6年度	2,575	101	25
令和7年度	3,000	93	31